

もしもの災害に備えて

NOSAIの

# 園芸施設共済



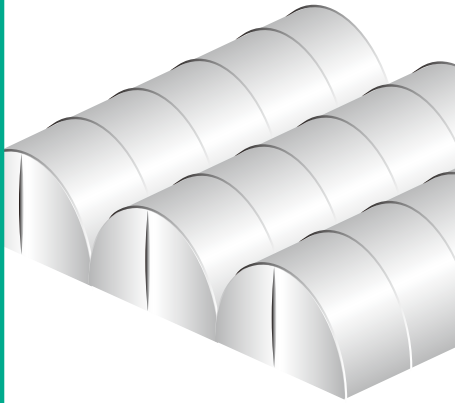
# 加入できるもの

## 標準加入

### 特定園芸施設

プラスチックハウス、ガラス室  
鉄骨ハウス、雨よけ・ネットハウス ※2,3

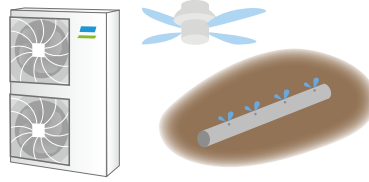
※設置面積が1㎡以上あれば加入できます。



## オプション※1

### ① 附帯施設

冷暖房施設、換気施設  
かん水施設、カーテン施設など ※4



### ② 施設内農作物

野菜、花き類などの農作物 ※5



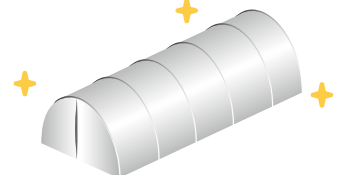
### ③ 撤去費用

倒壊した園芸施設本体の撤去に係る費用



### ④ 復旧費用

園芸施設本体(被覆材は除く)、  
附帯施設の復旧に係る費用



※1: 特定園芸施設に併せて、①附帯施設、②施設内農作物、③撤去費用、④復旧費用に加入することができます。

※2: 倉庫として使用しているハウスは加入できません。

※3: 所有する全ての施設を加入する必要がありますが、耐用年数の2.5倍を経過した施設は加入から除外できます。

※4: 所有する全ての設備を加入する必要があります。

※5: 施設内で栽培している農作物の全てを加入してください。ただし、育苗中の農作物は除きます。

## 補償期間(契約期間)

■ 農家負担掛金の払込みを受けた日の翌日から原則1年間となります。

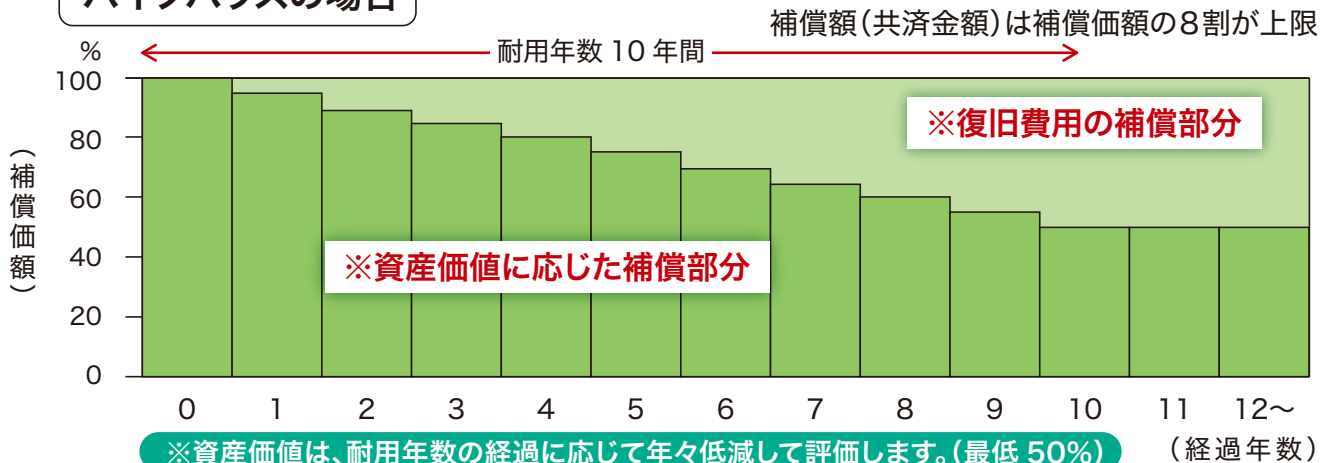
※ただし、始期を統一する場合や周年において設置をしない施設は除きます。

## 補償価額(共済価額)

■ 施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値に応じて共済金を支払います。

※農業者の選択により、復旧費用や撤去費用の補償も追加できます。

### パイプハウスの場合



## 共済掛金

■掛金の半分を国が負担します。

$$\text{農家負担掛金} = \text{補償額(共済金額)} \times \text{掛金率} \times 50\%$$

- 過去に共済金の支払いが少なかった、又は支払いがなかった加入者は、自動車保険のようにその程度に応じて掛金率が下がり、逆に共済金の支払いが多かった加入者は掛金率が上がるシステムとなっています。
- 「被覆期間」と「未被覆期間」では掛金率が異なり、未被覆期間は、被覆期間に比べて掛金率は低く設定されています。
- 復旧費用には、掛金の国庫の補助はありません。
- 加入者ごとに施設の共済金額の合計が1億6千万円までの掛金については、国が補助します。

## 加入のめやす

施設区分ごとの農家負担掛金 (例)設置面積…100m<sup>2</sup>

施設区分	新築	設置後5年	設置後10年
ガラス室	909円	763円	591円
パイプハウス	6,562円	4,329円	3,107円
鉄骨ハウス	9,661円	7,678円	5,983円

※農家負担掛金のほかに、別途事務費賦課金をご負担いただきます。

上記は一般的な施設における目安です。詳しくはお気軽にお近くのNOSA I事務所までお問い合わせください。

## おすすめの加入方法

セット加入をおすすめします！

施設本体や附帯施設は  
**園芸施設共済**に加入

+

施設内で栽培されている農作物は  
**収入保険**に加入

※青色申告をしている農業者が対象です。

## 共済金の支払対象となる事故(共済事故)

■風水害、雪害、病虫害、鳥獣害、ひょう害、火災、破裂・爆発、車両等の衝突、その他自然災害(地震・落雷など)が支払対象となります。

# 重要事項(注意喚起情報)

## ○次の場合には、直ちに通知してください。

- (1)災害が発生したとき、並びに共済金の支払いを受けるべき損害があると認めるとき。
- (2)加入申込書に記載した事項に変更が生じたとき。
- (3)共済目的に次の事項が生じたとき。
  - ※共済目的の譲渡、移転、解体、増築若しくは改築したとき。
  - ※共済目的の構造若しくは材質を変更したとき。
  - ※共済目的が共済事故以外の事由により破損若しくは滅失したとき。
  - ※共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき。
  - ※施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき。
  - ※施設内農作物を共済目的とする共済関係においては、施設内農作物が発芽したとき、又は移植したとき。
  - ※撤去費用、復旧費用を選択した場合、撤去、復旧が完了したとき。
  - ※被覆材の材質若しくは被覆期間を変更したとき。

## ○次の場合には、共済関係を解除する場合があります。共済関係を解除した場合は、その時まで発生した損害についても共済金の支払責任を負いません。

- (1)加入資格者が加入申込書の際に告知を求めたものについて、故意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
- (2)加入者が共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ又は生じさせようとしたとき。
- (3)加入者が共済金の給付の請求について詐欺を行い又は行おうとしたとき。
- (4)その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき。

## ○次の損害は、共済金の支払責任を負いません。

- (1)戦争その他の変乱によって生じた損害。
- (2)共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害。
- (3)加入者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害。
- (4)自然の消耗によって生じた被覆材の損害。

## ○次の損害は、共済金の全部又は一部を免責します。

- (1)加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき、又は加入者が損害防止の指示に従わなかったとき。
- (2)加入者が損害発生の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (3)加入者が加入申込書記載事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。
- (4)加入者が共済目的に異動が生じたとき(共済目的の譲渡、移転、解体、増築若しくは改築、又は構造若しくは材質の変更、又は共済事故以外の事由により破損若しくは滅失、又は他の保険若しくは共済に付したとき、又は施設内農作物の種類若しくは栽培期間の変更、施設内農作物を共済目的とする場合は、施設内農作物が発芽したとき、又は移植したとき)の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (5)加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。
- (6)撤去費用、復旧費用を選択した場合、共済事故発生日から1年以内に領収書等の提出がなかったとき。  
ただし、以下の場合は組合の承認を受けて、その期間を共済事故発生日から3年以内に延長することができる。  
ア.共済事故に際し、災害救助法が適用された区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合。  
イ.施行業者若しくは復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合。

## ○個人情報の取扱い

- (1)加入内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2)農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、組合および国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (3)法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国または地方公共団体等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

本書面は、園芸施設共済への加入にあたり、確認いただきたい事項を転載しております。  
内容を確認のうえ、了解いただきますようお願い申し上げます。内容を確認のうえ、了解いただきますようお願い申し上げます。

## お問合せ先 兵庫県農業共済組合(NOSAIひょうご)へのお問合せ先

事務所名	電話番号	該当市町	事務所名	電話番号	該当市町
神戸	078-220-0044	神戸市	宍粟	0790-60-3004	宍粟市
阪神	079-550-0027	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	佐用	0790-60-3002	佐用町
東播磨	079-424-1390	明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	豊岡	0796-42-4133	豊岡市
西脇多可	0795-21-9002	西脇市、多可町	南但	079-665-0215	養父市、朝来市
三木	0794-86-1320	三木市	香美新温泉	0796-92-2410	香美町、新温泉町
小野加東	0794-62-3433	小野市、加東市	丹波篠山	079-550-9010	丹波篠山市
加西	0790-21-9058	加西市	丹波	0795-74-1474	丹波市
中播	079-232-4401	姫路市、福崎町、市川町、神河町	洲本淡路	0799-28-1653	洲本市、淡路市
赤相	0791-45-1101	相生市、赤穂市、上郡町	南あわじ	0799-42-6210	南あわじ市
たつの太子	0791-63-4800	たつの市、太子町	(本所)	078-332-7158	

## 条件を満たすと掛金、賦課金がお安くなります

### ●補強した園芸施設の共済掛金の割引

- ◎骨格の主要部分に31.8mm以上の径のパイプを使用している、又は同等の強度となる補強が行われているパイプハウス。



15% 割引

### ●生産部会などの集団加入による共済掛金の割引

- ◎NOSAIと生産部会等が協定を締結します。
  - ◎部会等の構成員の8割以上の加入があり、かつ新規の加入があること
- ※集団加入と補強した園芸施設の割引を合わせると掛金は20%割引になります。



5% 割引

### ●集団加入者数による事務費賦課金の割引

- ◎5人以上10人未満の構成員が園芸施設共済に加入した場合



10% 割引

### ●集団加入者数による事務費賦課金の割引

- ◎10人以上の構成員が園芸施設共済に加入した場合



20% 割引

## 特約を申し込むと補償がさらに充実します(※)

### ●小損害不填補のメニューに1万円コースの特約を追加(追加の掛金は約50円です。)

(少額な損害も対象)

(共済金額100万円の場合)

### ●補償価額の8割が上限である補償割合を10割まで引き上げる特約(棟ごとに選択できます。)

(損害額=支払共済金)

### ●復旧費用特約

- 補償される損害額の上限が再建築価額の100%になる特約(棟ごとに選択できます。)

(新価補償)

- 復旧作業を業者に依頼せず自力で作業した場合は、材料費等の請求額に加え労務費相当額100円/m<sup>2</sup>を支払います。

※特約部分の共済掛金は全額農家負担となります。

## 制度がさらに拡充(令和3年4月より)

### ●施設本体、被覆材の標準単価を引き上げ、補償される金額が増額されました。

#### ◎施設本体の標準単価引き上げ例

ガラス室	14,100円/m <sup>2</sup>	⇒	17,210円/m <sup>2</sup>
パイプハウス	1,800円/m <sup>2</sup>	⇒	3,650円/m <sup>2</sup>
鉄骨ハウス	6,870円/m <sup>2</sup>	⇒	15,760円/m <sup>2</sup>

#### ◎被覆材の標準単価引き上げ例(押さえ材:パッカー)

農ビP(0.1mm)	266円/m <sup>2</sup>	⇒	309円/m <sup>2</sup>
農PO(0.1mm)	264円/m <sup>2</sup>	⇒	287円/m <sup>2</sup>

### ●耐久性硬質フィルム(フッソ樹脂)の耐久年数を見直し

### ●被覆材の種類に防虫ネットを新設

### ●補強した園芸施設の共済掛金を割引

- ◎骨格の主要部分に31.8mm以上の径のパイプを使用しているものと同等の強度となる補強が行われている
- ◎パイプハウスについても、共済掛金が15%引きされます。

詳しくはお近くのNOSAIの事務所までお問合せください!

## 被害が発生したら

■ 共済事故発生時には、速やかにお近くのNOSAIの事務所まで連絡をお願いします。



- 査定を行うまでは、被害のあった状態のまま保存しておいてください。  
急を要する場合などやむを得ず片付ける場合には、後から査定ができるように破損したビニールやパイプなどは処分せずに必ず残しておくか、写真等で事故状況の記録をしておいてください。
- 損害額が一定の基準を上回る場合に共済金を支払います。(小損害不填補)  
一定の基準以下は支払対象としない小損害不填補額は1万円、3万円(共済価額の5%に相当する金額が3万円に満たないときはその額)、10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかを加入時に選択することができます。
- 撤去費用は、特定園芸施設(被覆材を除く)の撤去に要した金額が100万円を超える場合、又は被覆材を除く特定園芸施設本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合に共済金を支払います。  
撤去、復旧費用特約に加入している場合、撤去又は復旧が完了した際に、実費を確認するため、業者からの領収書等が必要となります。
- 全損となった棟を再建した場合は、新たに加入する必要があります。

## 共済金の支払い

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合(補償割合)}$$

施設区分ごとの支払共済金の目安

施設区分	被覆材半損	本体半損	本体全損
パイプハウス	50,012円	196,012円	392,024円
鉄骨ハウス	52,360円	682,760円	1,365,520円

(例) 新築 設置面積…100㎡ 被覆材…一般農PO(0.15mm) 被覆材単価…587円 付保割合…80%

※施設、被覆材の共済金は破損した割合に応じて支払われます。

※被覆材は共済責任期間の開始日から3か月ごとに支払割合が低下します。(自然消耗割合)

## こんな場合には被害が発生しても共済金は支払われません

- 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って発生した損害。
- 被害の状況が確認できない場合(被害発生連絡や施設の撤去復旧の完了通知が遅延した場合など)。
- 撤去費用の期間が事故日から1年を経過したとき(業者からの遅延証明書があれば、最大3年まで延長することができます)。
- 異動通知書の提出を行わなかったとき(被覆期間の変更など、変更があったにも関わらず申し出なかった場合)。